

# 専門委員会について

- 1 専門委員会の構成は会則24条による。
- 2 各専門委員会及び専門委員の仕事の内容を次のように定める。
  - 生活委員会…学校の決まりを守り、規律ある生活ができるように働きかける。週番活動を行う。
  - 美化委員会…清潔で美しい環境のもとに、快適な学校生活を送れるように働きかける。
  - 図書委員会…図書室の本の貸し出しを行い、より多くの人に本を読んでもらうよう努める。
  - 保健委員会…より健康で安全な生活を営むための諸活動を行う。
  - 体育委員会…学校全体における体育的活動の中心となって活動する。
  - 広報委員会…校内放送や掲示等の企画・運営などを通して、広報活動を行う。
- 3 生活・美化・図書・保健・体育の専門委員は、男女1名とし、その他の専門委員は生徒数に応じて決定する。
- 4 各学級の専門委員に付随する係は、学級独自に設置する。
- 5 専門委員の任期は1期間とする。しかし、再選はさまたげない。